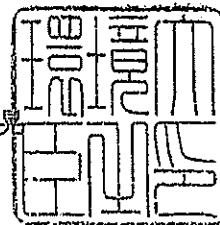


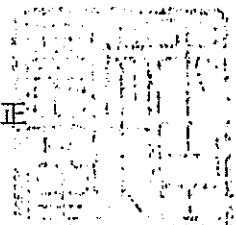
諮詢 第 357 号
環自野發第 1308231 号
25 環 第 112 号
平成 25 年 8 月 23 日

中央環境審議会
会長 武内 和彦 殿

環境大臣 石原伸晃



農林水産大臣 林 芳正



特定外來生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更について（諮詢）

特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、特定外來生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の変更について、貴審議会の意見を求める。

（諮詢理由）

法の施行の状況について、平成 24 年 5 月から中央環境審議会において審議が行われた結果、平成 24 年 12 月に同審議会から「外來生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」について環境大臣及び農林水産大臣に意見具申がなされた。この意見具申を踏まえ、平成 25 年 6 月に特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、公布された。

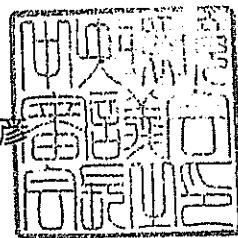
このため、改正法で新たに規定された、防除の推進に資する学術研究の目的で行う放出等の許可の考え方等を基本方針に盛り込む必要があることから、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第730号
平成25年8月23日

中央環境審議会自然環境部会
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会
会長 武内

和彦



特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための
基本方針の変更について（付議）

平成25年8月23日付け諮問第357号、環自野発第1308231号をもって環境大臣より、
25環第112号をもって農林水産大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、
中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。